

(別記 12)

なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業

第1 事業の内容

本事業は、なたねの安定生産を図るために、ダブルロー品種への転換時に他品種との交雑を防止する取組に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(3) 地域農業再生協議会

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(2)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、なたねとする。

2 成果目標

なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るために、ダブルロー品種への転換時に他品種の野良生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区にお

いて、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。

(3) 補助率は、10a当たり3,000円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む5年間、原則、ダブルロー品種とする。

2 実施要領第6の3に関して、本事業については、品種転換に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。